

《論 説》

社会安全政策論の考え方

——理論形成の背景と意義の再確認——

小林 良 樹

(慶應義塾大学総合政策学部教授)

はじめに／本稿の目的

一 社会安全政策論の概要

二 社会安全政策論の理論枠組みの形成の背景

三 結 論

はじめに／本稿の目的

「社会の安全・安心を如何に良好に維持するか」ないしは「犯罪等から社会の安全を如何に守るか」という問題（以下、「社会安全の問題」と言う）については、従来より犯罪学や刑事政策等の研究枠組みにおいて論じられてきた。これに対し、社会安全政策論という新たな理論枠組みに基づいて社会安全の問題を論じる試みが始められたのは、筆者が承知している限りでは、二〇〇三年（平成一五年）から二〇〇四年（平成一六年）にかけて田村正博が社会安全政策論に関する幾つかの著作を発表したことが契機となっている。¹その後、田村を始め多くの先人の努力によって社

会安全政策論の概念は着実に発展しつつある。⁽²⁾しかし、今日論じられている社会安全政策論の概念は論者によって微妙に異なり、その意味では依然として学問的理論枠組みとして十分には確立し切っていないとも言い得る。また、「なぜ今の時期に社会安全政策論という理論枠組みが構築されたのか」、「そもそも社会安全政策論は従来の法律学、犯罪学、刑事政策等と比べて本質的に何らかの違いがあるのか（意義は何なのか）」といった疑問が呈せられることもある。⁽³⁾

本稿は、社会安全政策論という理論枠組みが形成され発展してきた歴史的・社会的背景を再度整理することによって、当該理論枠組みの意義と有用性を再確認することを目的とするものである。

一では、これまでの各論者の議論を踏まえ、社会安全政策論という理論枠組みの特徴点を再度確認する。

二では、一での議論を踏まえ、社会安全政策論の理論枠組みが発展してきた歴史的、社会的背景を再度確認する。

三では、一及び二での議論を踏まえ、本稿の結論を述べる。第一に、社会安全政策論と伝統的な法律学、犯罪学、刑事政策等とは異なるものであることを検証する。第二に、社会安全政策論という理論枠組みは決して単なる「思い付き」として偶発的に発生したものではなく、近年の様々な社会情勢の変容を背景としつつ、犯罪学や刑事政策等の伝統的な理論枠組みの限界を克服することを目的として、必然的に発生したものであることを検証する。第三に、第一及び第二の点を踏まえつつ社会安全政策論の理論枠組みの今日的意義について論じる。

一 社会安全政策論の概要

(一) 社会安全政策論の定義と特徴

社会安全政策論の定義に関し、田村は、「犯罪を典型とする人間の反社会的行為から、個人と個人の暮らしのための社会的基盤を守る（犯罪等を統制・制御する）ための政策の在り方を研究する」ものとしている。⁽⁴⁾筆者自身は、「国

民のために、社会の安全・安心を良好に維持する（あるいは向上させる）ための政策の在り方を研究するもの」と定義している。表現振りに違いはあるものの、各論者の定義の間に本質的に大きな差異はないと考えられる。

いずれの定義に基づくにせよ、社会安全政策論の最も重要な核心は、「政策を論じる」ための理論枠組みであるという点である。この点から、社会安全政策論の特徴として以下の諸点が指摘し得る。

第一に、政策を決定するの言うまでもなく主権者たる国民である。したがって、社会安全政策論とは、「主権者である国民の視点を中心に捉えて」犯罪対策等のための政策の在り方を検討する理論枠組みである。換言すると、政策の是非を決定するのは国民自身であり、国民の意思と乖離した科学的真理ではない。その意味で、社会安全政策論は、「主権者である国民自身が政策の決定と実現に積極的・能動的に関与することを前提とする」理論枠組みとも言い得る。

第二に、政策は、現実社会における実現可能性が低ければその意義も著しく低下する。そして、あらゆる政策は現実問題として、実施に当たっては必ず一定のコストを伴うとともに、効果には一定の限界がある。更に、利用可能なリソースにも限界がある。これは犯罪対策等においても例外ではない。その意味で、社会安全政策論は、現実社会における実現可能性と無関係に科学的真理の究明を目的とするものではない。あくまでも政策の実現可能性を念頭に置きつつ、限られたリソースの中で社会の安全の効果の最大化を図ることを目的として、「政策の効果とコストのバランスの最適化を図るための理論枠組み」である。なお、こうした社会の安全実現のための政策に伴うコストとしては、金銭的なコスト（警察の運営費用、企業や個人のセキュリティのための費用等）に加え、安全確保に伴う自由や人権の制約等も含まれる。⁽⁵⁾

第三に、（前記の第一及び第二の帰結として）社会安全政策論は、「国民が犯罪対策等に関して前記第二のような政策決定を行うに当たり必要な情報を国民に提供することを目的とする理論枠組み」である。この場合に国民に対して

提供される情報とは、「利用可能な政策オプションにはどのようなものがあるのか」、「各政策オプションの効果とコストはどのようなものか」等を指す。

これらの点に関して、田村は次のように論じている。⁽⁶⁾

「社会安全政策論」の最も重要な点は、「国民自らがコストを負担して自らの安全を守る意思決定を行うための理論」であることにある。……（中略）……安全を守るために、どのような組織を設置するか、どれだけの権限を付与するか、どれだけの資源を分配するか（どれだけのコストを負担するか）については決定するのは主権者である国民であって、社会安全政策論はそのような国民の意思決定に役立つことを目指すものである。

（二）社会安全政策論と従来からの学説との差異

こうした社会安全政策論と従来からの法学、刑事政策あるいは犯罪学等との差異はどこにあるのであろうか。この点に関しては、第一に「担い手の視点の違い」、第二に「検討対象の射程の違い」がそれぞれ指摘し得る。

（1）担い手の視点の違い（国民の視点）

従来の学説（法学、刑事政策あるいは犯罪学）は、ややもすると警察や政府を主語とし、「警察やその他の行政機関が国民と如何にかかわるか」と言う点に検討の主眼を置いている。これに対し、前記のとおり、社会安全政策論とは、犯罪対策のための政策の在り方を「主権者である国民の視点」を中心に捉えて検討する理論枠組みである。

したがって、社会安全政策論は、国民を主語とし、「国民が警察その他の行政機関を含めた様々な手段を利用して、最も効率的に自らの安全を守るには如何にするか」と言う点に検討の主眼を置いている。⁽⁸⁾

（2）検討対象の射程の違い

伝統的な刑事政策や犯罪学の射程は一般に「犯罪防止を主たる目的とする国家的機関の活動」に限られると解される。したがって、例えば私人や私的団体による防犯活動等は刑事政策や犯罪学の射程には含まれないと解される。ま

た、犯罪防止を直接の目的としない社会福祉政策、労働政策などの社会政策についても、それが結果的に犯罪防止にとって有効であるとしても、刑事政策や犯罪学の射程には含まれないと解される。⁽⁹⁾

これに対して社会安全政策論は、こうした社会安全を専らの目的とはしない施策（ないし他の政策効果がより大きな意義を持つ施策）についても議論の対象とする。更には、企業、NPO、地域社会、個人々等の行動についても、これらの活動は社会の安全に大きな影響を与えることから、社会安全政策論の課題に含まれると解される。⁽¹⁰⁾ その意味で、社会安全政策論の言う「政策」とは、伝統的な狭義の「政策」（政府による法的・行政的権限によって行う意思決定とその実施¹¹ 公共政策）ではなく、広義の「政策」（社会で発生している問題（ないし発生する可能性のある問題）の解決ないし社会状況の改善を図るために計画（立案、設計、デザイン）された一つのまとまりをもった対応策¹² 社会プログラム）を指すと考えられる。⁽¹¹⁾

このように、社会安全政策論の検討対象の射程が広いのは、前記のように、社会安全政策論とは「国民が犯罪対策に関して最適な政策決定を行うに当たり必要な情報を提供することを目的とする理論枠組み」だからである。こうした目的を達成するためには、国民の視点から見て利用可能性のある政策オプションを、「公的機関によるものであるか否か」や「専ら社会安全の実現を目的とするものか否か」にかかわらず全て検討の俎上にあげる必要がある。

この結果、例えば、「犯罪対策等に関与するアクター」の射程に関し、社会安全政策論は、前記のとおり、犯罪対策等に関与する多様なアクターを検討対象の射程に含むことができる。

また、「犯罪対策等の手法」の射程に関し、伝統的な刑事政策や犯罪学の射程は主に「犯罪の事後的な対策（捜査、検挙、矯正、処遇等）」とされる。これに対して、社会安全政策論は、こうした事後的な対策のみならず、事前の犯罪防止策についても検討対象の射程に含むことができる。⁽¹²⁾

(3) 実例―防犯カメラの設置

例えば、「地域の商店街における防犯カメラの設置」という問題を考える際、従来の学問の理論枠組みと社会安全政策論の理論枠組みで、それぞれのアプローチは如何に異なってくるのであろうか。

かかる問題に関し、従来の学問の理論枠組みでは、「防犯カメラの設置に伴うプライバシーの侵害を最小限化するべく、カメラの設置・利用に如何なる制約を課するか」という観点からの検討が中心となり、防犯カメラの利用に制約を課す結果として当該商店街の安全が十分に実現されないことについては必ずしも多くの注意は払われなかった。また、検討の射程はあくまでも警察や地方自治体等によって設置されるカメラの問題に限られ、私企業や地元自治会等が私的に設置するものについては必ずしも十分には検討の射程には入らなかった。

これに対し、社会安全政策論の理論枠組みでは、第一に、当該商店街の安全の実現に利用可能な政策オプションを（必ずしも公共機関が関与しないものも含めて）全て抽出して、そこから検討が始まる。すなわち、防犯カメラについては、警察や地方自治体によって公的に設置されるもののみならず、私企業や地元自治会等が私的に設置するものについても可能性のある政策オプションとして検討の射程に入る。更に、防犯カメラの設置に代わり得る政策オプションとして人間によるパトロールの増強等も検討の射程に入る。かかる人間によるパトロールの担い手としては、警察官、地方自治体職員、地元の自治体あるいは商店街から委託を受けた民間警備会社警備員、地域の民間ボランティアやNPOなど様々な形態が有り得る。第二に、このように利用可能な政策オプションを全て抽出した上で、各政策オプションの効果とコストを分析・検討する。そして第三に、各政策オプションの効果とコストの分析を踏まえ、地元商店街の安全の実現という目的を達成するのに最も効率的な政策オプションを検討する。（結論は複数の政策の組み合わせである場合もある。）

【図表 1】 社会安全政策論の特徴

定 義	国民のために、社会の安全・安心を良好に維持する（あるいは向上させる）ための政策の在り方を研究するもの
↓ ↓	
核 心	政策論である
↓ ↓	
基本的 特徴点	① 主権者である国民の視点を中心に捉える理論枠組みである。 （→国民自身が政策の決定と実現に積極的・能動的に関与することを前提とする。） ② 政策の実現可能性を念頭に置きつつ、限られたリソースの中で社会の安全の効果の最大化を図るべく、「政策の効果とコストのバランスの最適化を図る」ための理論枠組みである。 ③ 国民が「犯罪対策等」に関して政策決定を行うに当たり、必要な情報を国民に提供することを目的とする理論枠組みである。
↓ ↓	
派生的 特徴点	◎ 検討対象の射程が広い理論枠組みである。（＝広義の「政策」論である。） （←国民のために、可能性のある全ての政策オプションを検討の組上に乗せる必要があるため。） ・警察・司法機関等のみならず、一般行政機関、地方自治体、私企業、NPO、地域社会、個人等の多様なアクターの活動も射程に含む。 ・「犯罪発生後の事後的な対応」のみならず「犯罪発生前の未然防止策」も射程に含む。

(三) 小 括

以上のような社会安全政策論の特徴点は図表1のように整理し得る。

筆者の私見では、社会安全政策論の理論枠組みに基づいて実際に現実の政策を検討する場合、こうした特徴点の中でも特に重要な点は、「犯罪対策等に関与するアクターの多様化」と「多様化した各アクター間の利害調整、資源とコストの最適配分の検討」であり、こうした点にこそ社会安全政策論の今日的意義と将来展望があると考えられる。かかる点の詳細については後述する。

二 社会安全政策論の理論枠組みの形成の背景

(一) 総 論

前項において概観した社会安全政策論という理論枠組みは何故形成され発展したのであろうか。

第一に、最大の背景事情として、平成期における我が国の犯罪情勢の大幅な悪化が考えられ

る。端的に言えば、こうした犯罪情勢の大幅な悪化という事情があった故に、犯罪学や刑事政策等の伝統的な理論枠組みの限界を克服することを目的として、社会安全政策論という新たな理論枠組みが主張されるようになったと考えられる。

第二に、前記のような犯罪情勢の悪化を受けて、警察活動に対する国民の意識の変化、すなわち、社会の安全の確保のために従来以上に積極的な警察活動を期待する国民の意識の高まりがあると考えられる。

第三に、社会安全の実現に關与するアクターの多様化である。近年、社会安全の実現に關与するアクターは、警察を始めとする捜査機関のみならず、一般行政機関、地方自治体、地方議会、私企業、NPO、地域社会、個人等多岐にわたるようになってきている。こうした多様化したアクターの關係を検討するには伝統的な法律学や刑事政策等の理論枠組みでは不十分であり、新たな理論枠組みの構築が必要とされたと考えられる。

第四に、犯罪に關する学説の観点からは、従来からの「加害者が犯罪を犯すに至った原因を事後的に究明する」という視点（犯罪原因論）から「犯罪発生を事後的に防止する（被害者を作らない）」という視点（犯罪予防論）への変革があり、その延長上に社会安全政策論の考え方が成立する土壌が形成されたものと考えられる。

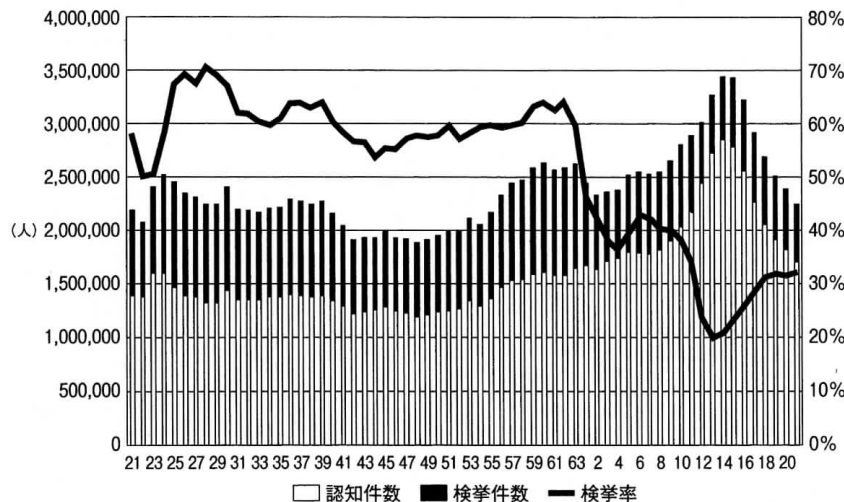
以下では、これらの状況について順次概観する。

（二）平成期における犯罪情勢の悪化の状況

以下では、第二次世界大戦後の我が国の犯罪情勢の推移等に関して、「犯罪統計等に基づく客観的犯罪情勢」と「国民の主観に基づく体感治安」の両面から特徴点を指摘する。ちなみに、「安全、安心」と言う場合、「安全」は前者（犯罪統計等に基づく客観的な犯罪情勢）を、「安心」は後者（国民の主観に基づく体感治安）をそれぞれ意味している場合が多いことから、本稿でもそうした区別にそつて議論を進めることとする。

また、安全、安心のそれぞれに關し、「我が国における時系列的な傾向」（縦の比較）と「他国との比較」（横の比較）

【図表2】 全刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙率（昭和21年～平成21年）



の両面から特徴点を指摘する。

（1）安全（犯罪統計等に基づく客観的犯罪情勢）

ア 時系列的な推移

戦後の我が国における客観的な犯罪情勢を示す指標として、刑法犯の認知件数及び検挙率の時系列的な推移を見ると、次のような特徴点を指摘し得る。（図表2）

① 統計上の犯罪情勢は、戦後から昭和期には概ね安定していたものの、昭和末期から平成期にかけて大幅に悪化した。（※昭和期は毎年の刑法犯認知件数は一五〇万件前後、検挙率は五〇～六〇％で概ね安定的に推移している。）

② 犯罪情勢の悪化傾向は特に一九九五年（平成七年）以降急速に進み、二〇〇一～二〇〇二年（平成一三～一四年）に最悪を記録した。（※刑法犯の認知件数は二〇〇二年（平成一四年）に戦後最高値（約二八五万四千件）、検挙率は二〇〇一年（平成一三年）に戦後最低値（一九・八％）をそれぞれ記録した。）

③ 二〇〇三年（平成一五年）以降、統計上の犯罪情勢は回復傾向を見せているものの、依然として昭和期の水準までには回復していない。（※二〇一〇年（平成二二年）の認

【図表 3】 OECD 主要加盟国の犯罪被害者率 (Victimisation Rate) (2005 年調査)

スペイン	日 本	フランス	イタリア	ドイツ	豪 州	カナダ	米 国	英 国	NZ	各国平均
9.1%	9.9%	12.0%	12.6%	13.1%	16.3%	17.2%	17.5%	21.0%	21.5%	15.5%

(出典：OECD FactBook 2009)

知件数は約一五八万六千件、検挙率は三一・四％である。
 こうした平成期における治安悪化の原因については別途後述するが、前記のような統計上に表れる数量的な原因としては、窃盗犯を中心とする財産犯の増加が指摘し得る。すなわち、数量的には、窃盗犯を始めとする財産犯は一般犯罪の八割近くを占めており、こうした犯罪の動向が犯罪全体の動向を左右していると言い得る。実際、昭和末期から平成期の窃盗犯の増減を見ると、前記の刑法犯全体の増減とほぼ一致した傾向を見せている。⁽¹³⁾

イ 他国との比較

各国の犯罪情勢を客観的に比較することは必ずしも容易ではない。これは、各国ごとに刑事法の定めや統計手法が異なることから、単純な比較になじみにくいという事情がある。こうした問題はあるものの、OECD (経済協力開発機構) は、主要加盟国の犯罪情勢に関する比較調査を行っている。具体的には、「過去一年間に家族が犯罪の被害にあったことがあるか」との世論調査(二〇〇五年実施)の結果に基づき、OECD加盟各国において各国の国民が、強盗、暴行・恐喝、侵入窃盗等主要な犯罪の被害者になる確率(犯罪被害者率：Victimisation Rate)の比較を行っている。⁽¹⁴⁾

(図表 3)

当該調査の結果によると、我が国における犯罪被害者率(九・九％)は調査対象国全二六カ国中二番目の低さであり、OECDの平均値(二五・五％)はもとより、イギリス(二二・〇％)、アメリカ(二七・五％)、ドイツ(二三・一％)、フランス(二二・〇％)、カナダ(二七・二％)、イタリア(二二・六％)、豪州(二六・三％)等欧米の他の先進国の被害者率に比較して非常に低くなっている。

(2) 安心(国民の主観に基づく体感治安)

ア 時系列的な推移

社会の安全の状況に対して国民が主観的にどの程度の安心感を持っているか、すなわち、いわゆる「体感治安」⁽¹⁵⁾については、内閣府が適時実施している「社会意識に関する世論調査」⁽¹⁶⁾によって推測することが可能である。同世論調査では、「日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことか」(複数回答、上位四項目)、「現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるのはどのような分野か」(複数回答、上位四項目)について国民の意見が問われている。

当該世論調査によると、前者の「日本の国や国民について誇りに思うことはどんなことか」という質問に対し、「治安の良さ」を指摘する回答は、平成初期には五〇％近くに達していたにもかかわらず、その後は減少を続け、二〇〇五年(平成一七年)には一八％にまで低下している。二〇〇五年(平成一七年)を底値としてその後は回復傾向にあるものの、依然として平成初期の水準までには回復していない(二〇一〇年は四二・五％)。また、後者の「現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるのはどのような分野か」という質問に対し、「治安」を指摘する回答は、一九九八年(平成一〇年)では一八・八％に過ぎなかったのに対して、二〇〇五年(平成一七年)には四七・九％にまで上昇した(全項目中のトップ)。こちらも二〇〇五年(平成一七年)以降は再び減少傾向にあるものの、依然として平成初期の水準までには回復していない(二〇一〇年は二五・二％)。(図表 4 及び図表 5)

以上のデータから読み取れる特徴は次のようにまとめることができる。

- ① 国民の体感治安は一九九八年(平成一〇年)から二〇〇五年(平成一七年)にかけて大きく悪化した。
- ② 国民の体感治安は二〇〇五年(平成一七年)を底値としてその後は回復基調にあるものの、依然として平成初期の水準までには回復していない。

【図表 6】 OECD 主要加盟国の体感治安 (Fear of Crime) (2005 年調査)

カナダ	米 国	フランス	豪 州	N Z	ドイツ	英 国	スペイン	日 本	イタリア	各国平均
17%	19%	21%	27%	30%	30%	31%	33%	35%	35%	26%

(出典：OECD FactBook 2009)

当該調査の結果によると、前記の質問に対する「不安を感じる」との回答は我が国においては三五%に上っており、OECDの平均値(二六%)はもとより、イギリス(三一%)、アメリカ(一九%)、ドイツ(三〇%)、フランス(二二%)、カナダ(二七%)、イタリア(三五%)、オーストラリア(二七%)等欧米の他の先進諸国の中で最も高い値を示している。

このように、各国間の比較において、「犯罪統計等に基づく客観的犯罪情勢」と「国民の主観的な体感治安」の動向は必ずしも一致せず、むしろ両者の間には乖離があることがうかがわれる。

以上のように、我が国の犯罪情勢は、他国に比較すれば比較的良好である。しかし、長期的な時系列的な推移で見ると、安全(犯罪統計等に基づく客観的犯罪情勢)と安心(国民の主観的な体感治安)の両面において、平成期に入ってから以降大きく悪化したと言え得る。

(三) 平成期の犯罪情勢の悪化の原因

それでは前記のような平成期における犯罪情勢の急激な悪化の原因は何であろうか。本問題に関しては、これまでも多くの識者が様々な見解を述べており、依然として科学的な裏付けを持った定説は示されていない。これまでの各論者の議論を踏まえつつ本稿としての見解を述べるとすれば、平成期の犯罪情勢悪化の要因は次のように「社会的環境の変化」、「被害者側の状況の変化」、「警察活動を取り巻く状況の変化」の三つの側面から整理し得ると考えられる。

(※ちなみに、平成期における犯罪情勢は、前記のように二〇〇一～二〇〇二年(平成一三～一四年)を悪化のピークとしてその後は回復傾向にある。こうした回復傾向の要因は必ずしも明確には証明されていないものの、政府主導の官民一体となった各種の総合的な対策が一定の成果を上げているとも考えられる。すなわち、二〇〇三年(平成一五年)九月には内閣総理大臣を長とする

【図表 4】 世論調査「日本の国や国民について誇りに思うことはどんなことか」

(上位 5 項目を表示) (%)

	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	00年	02年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年
美しい自然	35	37	40	41	40	39	36	35	36	37	39	39	41	37	47	51	49
長い歴史と伝統	37	35	40	41	39	38	37	37	37	36	40	40	42	44	48	48	48
すぐれた文化や芸術	30	27	29	32	32	32	33	34	34	33	35	38	40	42	45	47	46
治安のよさ	48	49	52	43	33	40	39	39	30	27	20	18	21	24	30	36	43
国民の勤勉さ、才能	37	34	33	32	34	30	31	29	26	25	25	25	28	30	28	33	33

(出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」)

【図表 5】 世論調査「現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるのはどのような分野か」

	98年	00年	02年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年
景 気	64%	47%	65%	46%	39%	21%	21%	43%	69%	63%
雇用・労働条件	49%	43%	52%	45%	35%	29%	34%	31%	58%	57%
国の財政	42%	36%	42%	38%	39%	33%	33%	38%	43%	48%
物 価	33%	24%	30%	23%	23%	16%	15%	42%	42%	33%
経 済 力	34%	24%	34%	24%	21%	13%	13%	26%	38%	39%
医療・福祉	16%	20%	19%	18%	15%	19%	32%	34%	37%	27%
治 安	19%	27%	31%	40%	48%	38%	36%	32%	33%	25%
地域格差	8%	8%	7%	8%	10%	15%	27%	33%	31%	27%

(出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」)

なお、前記のとおり、「犯罪統計等に基づく客観的犯罪情勢」(安全)は二〇〇一～二〇〇二年(平成一三～一四年)が底値でその後は回復傾向を示しているのに対し、「国民の体感治安」(安心)は二〇〇五年(平成一七年)まで悪化が継続した。このように、両者の時系列的な推移は、概ね同一の方向性を示しているものの、完全には一致せず若干のタイムラグがある。

イ 他国との比較

国民の体感治安に関しても、前記の被害者率と同様に、OECD(経済協力開発機構)が主要加盟国の犯罪情勢の比較に関する比較調査を行っている。

具体的には、「夜間に路上で安全ではないと感じるか否か」との世論調査(二〇〇五年実施)の結果に基づき、OECD加盟各国における国民の体感治安の比較調査を実施している。⁽¹⁷⁾ (図表 6)

犯罪対策閣僚会議が設置され、同年一二月には政府全体としての総合的な犯罪情勢改善のための施策として「犯罪に強い社会の実現のための五カ年計画」が策定された。同計画は、二〇〇八年（平成二〇年）一二月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画二〇〇八」に改訂されている。⁽¹⁸⁾

(1) 社会的環境の変化

「社会的環境の変化」としては、「広域化・国際化」、「IT化」、「社会的統制力の低下」、「経済の停滞」の四つの項目が指摘し得る。なお、これらの要因は必ずしも相互に完全に独立しているものではなく、密接に関連している部分も少なくないと考えられる。

第一は「広域化・国際化」である。近年の交通網（高速鉄道、航空機等）や情報網（インターネット等）の急速な発達、各種の社会・経済活動の広域化・国際化をもたらした。こうした動向は一般的に社会の発展にとって好ましいことである。しかし同時に、副作用として、犯罪の対象・機会が空間的にも時間的にも拡大することを可能とした。近年の来日外国人犯罪の増加等はその一例と言い得る。警察を始めとする捜査機関にとって、広域犯罪や国際犯罪への対応は、ローカルな犯罪への対応に比べてより多くのリソース（人員、予算、権限等）を必要とするものである。⁽¹⁹⁾したがって、こうした動向は警察を始めとする司法機関等に対してより大きな負担を課すものであり、結果として更なる治安の悪化をもたらす一因ともなっていると考えられる。

第二は「IT化」である。携帯電話、インターネット等の発達を始めとする近年の各種のIT環境の進展は、各種の犯罪の機会の空間的な拡大と匿名化をもたらした。例えば、携帯電話や金融機関の自動現金支払機（ATM）を利用した「振り込め詐欺」は、都道府県境はもとより国境を越えた犯行であることが少なくない。しかも、携帯電話の所有者が不明確であったり通話履歴が残らない場合には、被疑者の特定や追跡が困難となる場合が少なくない。インターネットを利用したネット詐欺等にも同様のことが指摘し得る。また、インターネットを利用すれば海外とも容易

に連絡をとることが可能となっており、その意味でIT化は前記の広域化・国際化と密接に関連しているとも言い得る。こうした動向は、前記の広域化・国際化と同様に警察を始めとする司法機関等に対してより大きな負担を課すものであり、結果として更なる治安の悪化をもたらす一因ともなっていると考えられる。

第三は「社会的統制力の低下」である。近年の社会的統制力の低下の背景には、各種の規範意識の低下に加え、高齢化社会の進展、核家族化、地方の過疎化の進展による「地域社会・家庭等における犯罪に対する抵抗力の低下」等が関係しているものと考えられる。「規範意識の低下」の例として、近年増加している「振り込め詐欺」の被疑者の中には、加害意識が薄く「楽に大金が稼げる」（拝金主義）あるいは「ゲームのような感覚」という安易な意識で犯行に及んでいる者も少なくないと見られる。また、暴力団の資金獲得活動に協力しているいわゆる「共生者」の増加や企業犯罪の増加の背景にも、単純かつ安易な「ビジネス感覚」があると見られる。⁽²⁰⁾「地域社会・家庭等における犯罪に対する抵抗力の低下」の例として、「振り込め詐欺」の被害者は高齢者の割合が高いが、この背景には家族と離れて暮らす独居老人世帯の増加（高齢化、核家族化）があるとも考えられる（大家族であれば、他の家族が不審に気付く可能性が高い）。また、近年の少年犯罪の増加や親による児童虐待の増加の背景には、地域社会ぐるみで少年を育成しようとの意識の低下が関連しているとも考えられる。

第四は「経済の停滞」である。一九九〇年代以降、いわゆるバブル経済の崩壊により、我が国の経済は長期間の停滞時期に突入した。こうした状況も平成期以降の犯罪増加の一因となっているものと考えられる。最近の統計学的な研究では、失業率の上昇が粗暴犯や窃盗犯の発生率を引き上げる関係にある旨が主張されている。⁽²¹⁾（前記のとおり、窃盗犯を始めとする財産犯の認知件数は刑法犯全体の認知件数の八割近くを占める。）また、前記のような規範意識の低下、特に拝金主義の横行の背景にもこうした経済の停滞が影響しているものと考えられる。更に、近年の企業犯罪の増加や暴力団による共生者を利用した一般社会での資金獲得活動の活発化の背景にもこうした経済状況が関係し

【図表 7】 犯罪情勢悪化の背景にある「社会的環境の変化」

「犯罪者の類型」による分類	背景にある「社会的環境の変化」
来日外国人、海外の犯罪組織による犯罪の増加	国際化、IT 化
国際テロリストの脅威の増加	国際化、IT 化
少年犯罪の増加	社会的統制力の低下
企業犯罪の増加	経済の停滞 社会的統制力の低下
暴力団犯罪の増加 (特に一般社会における資金獲得活動)	経済の停滞 社会的統制力の低下

ているものと考えられる。

なお、以上のような「社会的環境の変化」を「犯罪者の形態」という視点から見ると、図表 7 のように整理することも可能であろう。

(2) 被害者側の状況の変化

犯罪情勢の悪化の第二の要因としては、「被害者側の状況の変化」があげられる。近年、社会における各種の権利意識の向上に伴い、従来は必ずしも犯罪として認識されていなかった事柄が積極的に犯罪として認識されるようになっていいると考えられる。例えば、近年の一一〇番通報数の大幅な増加等はそうした権利意識向上の表れとも考えられる。(二〇〇九年(平成二十一年)の一一〇番通報受理件数は九〇四万三、四〇一件であり、これは一九八九年(平成元年)の受理件数四二九万三、七二二件に比べて二倍以上となっている。)⁽²²⁾

ドメスティック・バイオレンス(DV)事件、少年が被害者となる事件(児童虐待、児童ポルノ等)などいわゆる「社会的弱者」が被害者となる犯罪の増加の背景にもこうした事情があるものと考えられる。

なお、後述のように、近年、学術研究及び政策の観点からも、従来のような犯罪の加害者を中心とした学術研究や対策に加え、犯罪被害者の支援を重視する学術研究や政策が重視されるようになっていいる。こうした状況を背景として、一九八一年(昭和五六年)には犯罪被害者等給付金支給法が、二〇〇四年(平成一六年)には犯罪被害者等基本法がそれぞれ制定されている。

(3) 警察活動を取り巻く状況の変化

犯罪情勢の悪化の第三の要因としては、「警察活動を取り巻く状況の変化」があげられる。すなわち、近年、警察組織は、前記のような各種の犯罪情勢の変化に加えて、新たな業務の拡大(被害者支援、情報公開、個人情報保護、苦情処理強化、監察強化等)の結果として業務負担が著しく増加している。それにもかかわらず、警察職員の増員等の対応はこうした状況の変化に必ずしも十分に追い付いておらず、その結果、警察組織の機能が相対的に低下しているとも考えられる。⁽²³⁾

(四) 警察活動に対する国民の意識の変化

社会安全政策論という理論枠組みが発展した第二の要因として、警察活動に対する国民の意識の変化、すなわち、社会の安全の確保のために従来以上に積極的な警察活動を期待する国民の意識の高まりがあると考えられる。

従来、警察活動と国民の関係は、端的に言う、「権力を持つて国民の人権を侵害・蹂躪する可能性のある強者(警察)」と「権力による抑圧の危険に晒されている弱者(国民)」という単純な「二項対立」的な図式で捉えられてきた。学問領域においても、「警察比例の原則活動」、「民事不介入の原則」等に代表されるように、警察活動を極力制限するための議論が研究の中心であった。そこには、警察活動の制限にとまう不都合に對しての配慮は殆どなされていなかった。もとより、昭和から平成初期頃までは犯罪情勢が比較的平穩に推移していたことから、そうした点に配慮するべき特段の必要性も認識されていなかったと考えられる。換言すれば、「国家権力を弱めさえすれば、個人の自由が守られ、国民は幸福になる」との意識が広く国民の間で共有されていたとも考えられる。

しかしながら、近年では、前記のような犯罪情勢の急激な悪化を背景として、より積極的な警察活動による社会の安全の回復・維持を「行政サービスの成果」として求める国民の意識が高まっていると考えられる。例えば、一九九九年(平成十一年)に発生した埼玉県桶川市におけるストーカー殺人事件をめぐる損害賠償請求に見られるように、⁽²⁴⁾

【図表 8】 国家賠償請求事案（一審）の発生・継続総数

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
発生件数	84	100	116	130	130	124	119	155	151	174	168
係属総数	236	242	264	290	301	306	288	306	307	352	344

（出典：中川、後掲論文、2010、p. 2）

近年は、警察の権限不行使や捜査懈怠等を違法として被害を受けた国民による損害賠償請求を容認する裁判例も目立ってきている。⁽²⁵⁾ こうした警察活動に係る国家賠償請求事件数の発生件数は、一九九八年（平成一〇年）には八四件であったところ、ほぼ毎年増加しており、二〇〇八年（平成二〇年）には倍増の一六八件に達している。⁽²⁶⁾（図表 8）

立法の面でも、いわゆるストーカー規制法（二〇〇〇年施行）やドメスティック・バイオレンス（DV）防止法（二〇〇一年施行）のように、一定の要件の下に警察が犯罪の予防に積極的に介入することを求める立法例が見られるようになっていく。

こうした警察活動に対する国民の意識の変化、すなわち、社会の安全の確保のために状況に応じて積極的な警察活動を期待する国民の意識の高まりの結果、警察の活動は、従来からの「犯罪捜査と検挙」（犯罪が発生してからの事後対応）にプラスして、「犯罪の事前予防」にまで範囲を拡大する必要性に迫られていると言え得る。そして、かかる動向は、前記のとおり、「犯罪発生後の事後的な対応」のみならず「犯罪発生前の未然防止対策」も射程に入れた検討を可能とする社会安全政策論の理論枠組みの形成の背景要因の一つとなっていると考えられる。

（五）社会安全の問題に関与するアクターの多様化

社会安全政策論という理論枠組みが発展した第三の要因として、近年、社会安全の問題に関与するアクターが従前以上に多様化してきたことがあげられる。

近年、社会安全の問題に関与するアクターは、警察を始めとする捜査機関のみならず、一般行政機関、地方自治体、地方議会、私企業、NPO、地域社会、個人等極めて多様化している。この背景には、前記のとおり、近年の犯罪情勢が従前に比較して量的に飛躍的に拡大するとともに、

質的にも複雑化したことがあると考えられる。換言すれば、従前は警察を始めとする司法機関等だけでも何とか社会安全の問題に対応できていたものの、近年の犯罪情勢の質的・量的変化に伴い、もはや警察・司法機関等のみでは十分な対応はできなくなってきたと言え得る。

例えば、いわゆる街頭犯罪（ひったくり、路上強盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらい等）については、従来は、警察による事後的な犯人の検挙活動が対策の中心であった。しかし、平成期に入って以降これらの犯罪の発生件数が激増したことから、従来のような対策ではもはや「安全の確保」という目的の達成は困難になっている。こうしたことから、近年は、防犯パトロールや街頭防犯カメラ等を活用した未然防止（事前予防）活動が街頭犯罪対策の中心となっている。こうした活動には、警察のみならず、防犯パトロールに参加する地域の地方自治体や民間防犯団体、防犯カメラの設置・運用にかかわる民間企業等も主要なアクターとして関与している。

また、「振り込め詐欺」の問題についても、当該問題が出始めた当初はやはり警察による事後的な犯人の検挙活動が対策の中心であった。しかし、これについてもその後発生件数が激増したことから、従来のような対策ではもはや「安全の確保」という目的の達成は困難になっている。こうしたことから、近年は、やはり未然防止（事前予防）活動が対策の中心となっており、こうした活動には、警察のみならず、民間企業（金融機関、携帯電話会社）、地域の民間防犯団体等が主要なアクターとして関与している。

このように社会安全の問題に関与するアクターが多様化してくると、実際の場面においては、各アクターの間にあって利害対立の調整やコスト負担の調整が必要となる場合が少なくない。例えば、「振り込め詐欺」発生の防止のため、警察が金融機関に対してATM（現金自動支払機）の利用限度額の引き下げや本人確認の徹底等の協力を依頼することがある。こうした政策については、「振り込め詐欺」の防止という安全上の「効果」が期待される一方で、ATM

の仕様変更に要する費用の負担、規制の導入に伴う対顧客サービスの低下等が政策に伴う「コスト」として発生する。また、街頭犯罪防止のために街頭防犯カメラを設置する場合、カメラの設置・維持管理費用の負担や個人のプライバシーの侵害の可能性等がやはり政策に伴う「コスト」として発生する。こうした各種の利害やコストの負担の問題を関係アクターの間で如何にバランス良く調整するのかという点が政策決定上の検討課題となる。

しかしながら、このような多様化したアクター間の利害対立やコスト負担の問題を検討するためには、従来の法律学や刑事政策等の理論枠組みでは必ずしも十分な対応ができない。前記のとおり、こうした従来の理論枠組みは、私企業、民間団体、個人等のアクターを射程に入れていないからである。したがって、こうした状況は、多様なアクターを射程に入れた検討を可能とする社会安全政策論の理論枠組みの形成の背景要因の一つとなっていると考えられる。

(六) 犯罪に関する学説の推移

社会安全政策論という理論枠組みが発展した背景には、前記のような「平成期における我が国の犯罪情勢の大幅な悪化」、「警察活動に対する国民の意識の変化」、「社会安全の実現に關与するアクターの多様化」に加えて、「犯罪に關する学説の推移」があるものと考えられる。

(1) 犯罪原因論

実証的な犯罪学は、一九世紀末から二〇世紀初め頃、欧米諸国において「人が犯罪者となる原因を究明し、その原因への対策を検討することから始まった。犯罪の原因としては、後述のように個人的資質や社会的環境等様々なものが検討されたが、いずれにせよ最大の課題は「犯罪の原因」の究明であった。その意味で、こうした学説は「犯罪原因論」と言われる。

「犯罪原因論」は、犯罪の原因として「個人的資質に主たる原因がある」と考える学説」と「個人を取り巻く社会的要因に主たる原因がある」と考える学説」に大別される。

第一の「個人的資質に犯罪の主たる原因がある」と考える学説」は更に「生物学的要因に重きを置く学説」（犯罪生物学）と「心理学的要因に重きを置く学説」（犯罪心理学）に大別される。前者の例として、ロンブローゾは個人の身体特徴（骨格等）に着目した研究を行っている（生来性犯罪者説）。後者の例として、フロイトは個人の人格の精神分析の観点からの研究を行っている。

第二の「個人を取り巻く社会的要因に主たる原因がある」と考える学説」（犯罪社会学）は、社会的要因のうちどのような要因に着目するかによって多くの学派に分かれる。具体的には、失業、貧困、社会階層、文化葛藤等様々な要因について研究がなされており、アノミー論、サブカルチャー論、分化的機会構造論、分化的接触理論、ラベリング理論、統制理論等の学説がある。

このような「犯罪原因論」は、前記のように、基本的には「加害者が犯罪を犯すに至った原因（異常な人格や劣悪な境遇等）を事後的に究明してその犯行原因を改善・除去する」という視点に立脚している。したがって、こうした学説に基づく具体的な犯罪対策や刑事司法政策は、犯罪者の個人的資質や境遇を改善すること、すなわち、犯罪者に対する「処遇」（矯正や保護観察等）を中心とした「犯罪発生後の事後的な対応」が中心となる。平たく言えば、「犯罪が発生した後に犯罪者を捕まえて、刑務所での矯正プログラムや社会での保護観察プログラムを通じてこれを立ち直らせる」という施策が中心となり、あくまでも「犯罪者」に焦点を合わせたものとなる。

(2) 犯罪予防論（特に状況的犯罪予防論）

ア 総 論

前記のとおり、「犯罪原因論」は「加害者が犯罪を犯すに至った原因を事後的に究明してその犯行原因（異常な人格や劣悪な境遇等）を改善・除去する」という犯罪対策のアプローチの理論的基盤となっている。これに対し、「犯罪予防論」とは「犯罪発生を事前的に阻止する（被害者を作らない）」という犯罪対策のアプローチの理論的基盤を

形成している学説である。⁽²⁷⁾

欧米諸国においては、「犯罪原因論」が一九世紀末から発展してきたのに対し、「犯罪予防論」は一九八〇年前後から発展してきた。その意味では「犯罪予防論」は比較的新しい学説と言い得る。この時期に「犯罪原因論」に代わって「犯罪予防論」が発展してきた背景には、「犯罪原因論」が目指す犯罪要因の探求が困難であるとともに、たとえ要因が解明できたとしてもその対策を講じることが容易ではないという現実、換言すれば従来からの「犯罪原因論」に基づく犯罪対策に対する失望があると指摘されている。⁽²⁸⁾

「犯罪予防論」は、「状況的犯罪予防論 (Situational Crime Prevention)」あるいは「犯罪機会論」を中心として発展してきた。これは、「犯罪の機会を与えないことが犯罪予防や犯罪未然防止の核心である」とする考え方である。すなわち、「犯罪者と非犯罪者との差異はほとんどなく、犯罪性が低い者でも犯罪機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しない」との前提に基づき、「犯罪対策とは犯行に都合の悪い状況を作り出すことである」とする視点が「状況的犯罪予防論 (犯罪機会論)」の特徴である。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

イ 環境犯罪学

こうした「状況的犯罪予防論」の中でも特に、犯罪発生場所の「環境」に着目する考え方を「環境犯罪学 (Crime Prevention Through Environmental Design)」と言う。すなわち、「環境犯罪学」とは、「犯罪の発生の背景には、それを生み出す状況や空間等の環境がある」「したがって、犯罪を予防し得る新たな環境づくりを目指す」との考えであり、具体的には、物的環境 (道路や建物) の設計や人的環境 (団結心や警戒心) などの改善を通して「犯行に都合の悪い状況」を作り出すことが検討されることになる。⁽³¹⁾

更に、こうした「犯行に都合の悪い状況を作り出すこと」には、ハード面とソフト面の双方の環境整備が含まれ得る。前者の「ハード面の環境整備」とは、例えば、「敷地の周囲に塀、柵囲い、フェンス等を設けたり、門に施錠す

ることによって「区画性」を明示すること、「植え込みの配置を工夫したり、防犯カメラや街灯を設置するなどして、見通しのきかない場所をなくすこと (『無死角性』の確保)」などのように、物理的な環境の整備を示す。他方、後者の「ソフト面の環境整備」とは、例えば、「整理整頓によって『管理者意識』を明示すること」、「入口での身分確認の励行等によって『縄張り意識』を明示すること」、「来訪者への声掛けの励行等によって『当事者意識』を持つこと」などのように、心理的な環境の整備を示す。⁽³²⁾

ウ 割れ窓理論

こうした「環境犯罪学」と密接な関係を持つのが「割れ窓理論 (Broken Windows Theory)」である。同理論は、「割れた窓ガラスが放置されているような場所では、縄張り意識が感じられないので、犯罪者といえども警戒心を抱くことなく気軽に立ち入ることができ、更に、当事者意識も感じられないので、犯罪者は『犯罪を実行しても見つからないだろう』『見つかっても通報されないだろう』『犯行は制止されないだろう』」⁽³³⁾ と思い、安心して犯行に着手するのである」と説明する。したがって、「割れ窓、落書、ゴミ散乱、自転車放置など、些細な秩序維持を見過ごさないことが全般的な犯罪の抑止につながる」と主張する。

このように、「割れ窓理論」は、「縄張り意識」と「当事者意識」を高めることによって犯罪者に対する心理的なリアを築こうとするものであり、前記の「環境犯罪学」の論じる「環境のハード面とソフト面」のうち特にソフト面に関連した考え方と言い得る。⁽³⁴⁾

なお、「割れ窓理論」は、その論理的帰結として、地域社会における秩序違反行為への適切な対処を重視する。そして、そのための具体的な手法として、警察が地域住民や関係機関とパートナーシップを組んで対応する「コミュニティ・ポリシング (Community Policing)」を重視する。⁽³⁵⁾ 更に、こうした「コミュニティ・ポリシング」における警察の役割は、地域の自治体やコミュニティが犯罪を防止する意思と能力を持つことができるように、バックアップす

ることであるとも言われる。(例…地域住民による防犯パトロール実施のための犯罪データの提供。)

エ 犯罪予防論に基づく犯罪対策

前記のように、こうした「犯罪原因論」に基づく犯罪対策や刑事司法政策は、犯罪者に対する「処遇」(矯正や保護観察等)を中心とした「犯罪発生後の事後的な対応」が中心であり、あくまでも犯罪者に焦点を合わせたものとなる。これに対して、「状況的犯罪予防論(犯罪機会論)」に基づく犯罪対策や刑事政策は、「犯罪発生を事後的に阻止する(被害者を作らない)」ための施策が中心となり、「犯罪者」よりも「被害者」へと焦点が移ったものとなる。一九八〇年代以降の欧米諸国における犯罪対策や刑事司法政策には、「犯罪予防論」の影響が強くなりつつあると指摘されている。⁽³⁶⁾

我が国においても、前記の「犯罪に強い社会の実現のための五カ年計画」(二〇〇三年十二月)及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画二〇〇八」(二〇〇八年)に示されている各種の治安改善方策の中には「犯罪予防論」の考え方に立脚した施策が少なくない。また、二〇〇五年(平成一七年)以降各地の地方自治体レベルで拡大した「安全・安心まちづくり」活動(いわゆる「安全・安心な街づくり条例」の制定、地域住民自身による防犯ボランティア団体の結成等)にも「状況的犯罪予防論」や「コミュニティ・ポリシング」の考え方の影響が強く見られる。⁽³⁷⁾

(3) 小 括

このように、伝統的な「犯罪原因論」は「加害者が犯罪を犯すに至った原因を事後的に究明する」という視点に立脚するのに対し、一九八〇年代頃から発展した犯罪予防論は「犯罪発生を事前的に防止する(被害者を作らない)」という視点に立脚する。両者の間には、「原因論から機会論へ」、「事後対応から事前対応へ」、「処遇から予防へ」、「犯罪者重視から被害者重視へ」等の大きなパラダイム・シフトが見られる。こうしたパラダイム・シフトは、後述するように、社会安全政策論の理論枠組みの形成に理論的な基盤を与えたものと考えられる。

三 結 論

本項では、一及び二での議論を踏まえ本稿の結論を述べる。第一に、社会安全政策論と伝統的な犯罪学や刑事政策等とは本質的に異なるものであることを検証する。第二に、社会安全政策論という理論枠組みは決して単なる「思い付き」として偶発的に発生したものではなく、近年の様々な社会情勢の変容を背景としつつ、犯罪学や刑事政策等の伝統的な理論枠組みの限界を克服することを目的として、必然的に発生したものであることを検証する。第三に、一及び第二の点を踏まえつつ社会安全政策論の理論枠組みの今日的意義について論じる。

(一) 社会安全政策論と従来からの刑事政策や犯罪学との本質的な差異

前記一で述べたように、社会安全政策論の理論枠組みと従来からの法律学や刑事政策等の理論枠組みは、「担い手の視点」及び「対象の射程」の双方において顕著な違いがある。繰り返しになるが、こうした差異は、社会安全政策論とは「国民が警察その他の行政機関を含めた様々な手段を利用して、最も効率的に自らの安全を守るには如何にするか」という点に検討の主眼を置き、「国民が犯罪対策に関して最適な政策決定を行うに当たり必要な情報を提供することを目的とする」理論枠組みである、という社会安全政策論そのものの本質的な特徴に基づくものである。

その意味で、社会安全政策論という理論枠組みには、従来からの理論枠組みとは本質的に異なる意義と有用性があると言え得る。

(二) 社会安全政策論の理論枠組みの形成背景の再確認

前記二で述べた社会安全政策論の理論形成の背景をまとめたものが図表9及び図表10である。

繰り返しになるが、理論形成の背景には、第一に「平成期における我が国の犯罪情勢の大幅な悪化」、第二に「警察活動に対する国民の意識の変化(より積極的な警察活動を期待する国民の意識の高まり)」、第三に「社会安全の実

前記のとおり、社会安全政策論の特徴は図表1のようにまとめられる。社会安全政策論の理論枠組みに基づいて実際に現実の政策を検討する場合、こうした特徴点の中でも特に重要な点は、「犯罪対策等に関与するアクターの多様化」と「多様化した各アクター間の利害調整、資源とコストの最適配分の検討」であり、こうした点にこそ社会安全政策論の今日的意義があると考えられる。

(一) 多様化した各アクター間の利害調整、資源とコストの最適配分

(三) 社会安全政策論の今日的意義

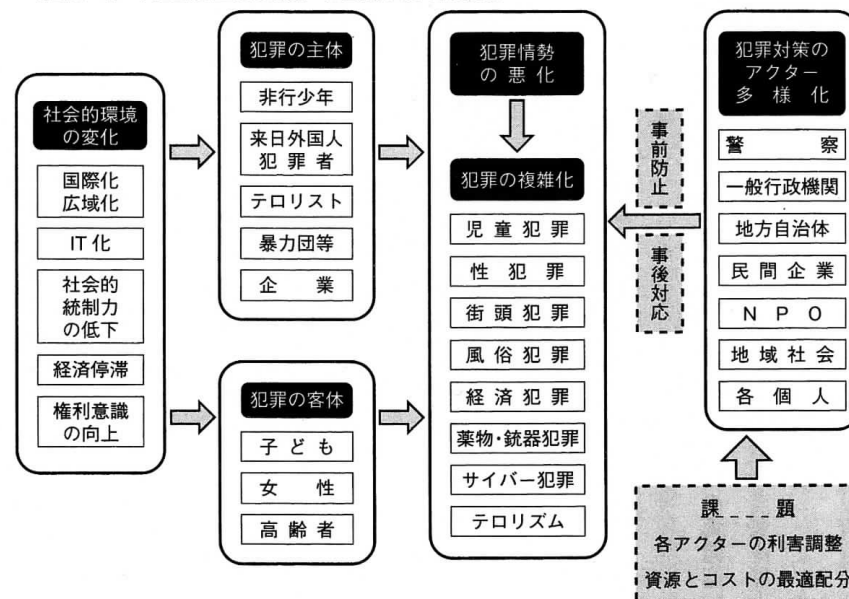
現に関与するアクターの多様化」、第四に「犯罪に関する学説の変容（犯罪原因論から犯罪予防論へ）」への変革がある。

前記のとおり、犯罪学や刑事政策等の伝統的な理論枠組みのみでは、こうした状況の変化に対応して社会の安全の確保という目的を十分に達成することは困難な状況になっている。

このように、社会安全政策論という理論枠組みは、決して単なる「思い付き」として偶発的に発生したものではなく、こうした近年の様々な社会情勢の変化を背景としつつ、犯罪学や刑事政策等の伝統的な理論枠組みの限界を克服することを目的として、必然的に発生したものであると言い得る。

第一に、平成期における犯罪情勢の悪化・複雑化を背景として、近年、社会安全の問題に関するアクターは、警察等のみならず、一般行政機関、地方自治体、地方議会、私企業、NPO、地域社会、個人等極めて多様化している。この結果、実際に社会安全の問題に関する政策を立案・実行するに当たっては、各アクターの間における利害対立の調整やコスト負担の調整が中心的な課題となる場合が少なくない。しかしながら、従来の法律学や刑事政策等の理論枠組みは多様なアクターを必ずしも検討対象の射程としていない。したがって、前記のとおり、多様なアクターを射程に入れた社会安全政策論の理論枠組みこそが、こうした「各アクター間の利害調整、資源とコストの最適配分の検

【図表 9】「社会安全政策論」の理論形成の背景①



【図表 10】「社会安全政策論」の理論形成の背景②

	戦後～昭和期	平成初期以降～
犯罪情勢	・ 比較的平穩	・ 平成期に入り急速に悪化（H13～14が最悪） ⇒ 主な原因は「社会的環境の変化」国際化・広域化、IT化、社会的統制力の低下、経済の停滞
警察に対する国民の意識	・ 国家権力は人権を侵害するもの ⇒ 警察による人権侵害を監督すべし	・ （左記に加え）行政活動の成果物として「安全・安心の実現」を要求
実務における警察の役割	・ 捜査・検挙（事後対応）が中心 ・ 権限行使は抑制的（消極的） （例）「民事不介入の原則」、「警察比例の原則」	・ 事後対応に加えて犯罪防止（事前防止）も ・ （状況によっては）積極的な権限行使（例）ストーカー規制法、DV防止法
社会安全の問題に関するアクター	・ 警察、司法機関等	・ アクターが多様化 警察・司法機関、行政機関（国、地方自治体）、私企業、NPO、地域社会、個人等
犯罪に関する学説の動向	・ 犯罪原因論が中心 ⇒ 犯罪対策は犯罪発生後の事後的な対応が中心	・ 犯罪原因論から犯罪予防論（犯罪機会論、環境犯罪学）が中心に ⇒ 犯罪対策は犯罪発生前の事前的な対応が中心に
学問的な中心課題	・ 権利侵害から人権を守る（「権力対人権」の思考） （⇒ 法律学、刑事政策等の理論枠組みで検討）	・ 多様化したアクター間での利害調整 ・ コストの最適配分 （⇒ 社会安全政策論の理論枠組みで検討）

討」に当たり有用であると考えられる。

第二に、従来の法律学や刑事政策等の理論枠組みにおいては、警察活動と国民の関係は、ややもすると「権力を持つて国民の人権を侵害・蹂躪する可能性のある強者（警察）」と「権力による抑圧の危険に晒されている弱者（国民）」という単純な「二項対立」的な図式で捉えられてきた。そのため、警察活動を極力制限するための議論が学術研究の中心であり、警察活動の制限にともなう不都合（犯罪対策等が進まない不都合）に対しての配慮は殆どなされていなかった。この背景には、犯罪情勢が比較的良好であり「国家権力（警察権力）を弱めさえすれば、個人の自由が守られ、国民は幸福になる」との暗黙の前提があったと考えられる。しかしながら、前記のとおり、近年では、犯罪情勢の悪化・複雑化の下で社会安全の問題に適切に対応するためには、他のアクターとの間で調整をとりつつある程度積極的に警察活動を活用することが不可欠と考えられている。かかる観点からも、多様なアクター間の利害調整を射程に入れた社会安全政策論の理論的枠組が有用であると考えられる。

(2) 安全と人権の膠着した局面における利害調整

こうした社会安全政策論の「アクター間の利害調整」機能は、特に、安全と人権の対立が膠着した局面における政策を検討する際に有意義である。安全と人権の対立が膠着した局面とは、警察等による社会安全のための施策が別のアクター（企業、地域社会、個人等）の人権の制約を招くような局面である。こうした状況そのものは決して新しい問題ではなく、従来からの法律学や刑事政策等においてもしばしば取り扱われている問題である。しかし、こうした従来からの理論枠組においては、前記のとおり、警察活動を極力制限するための議論が学術研究の中心であり、警察活動の制限にともなう不都合（警察による犯罪対策等が進まない不都合）に対しての配慮は殆どなされていなかった。

これに対し、社会安全政策論の理論枠組においては、以下のように「代替政策オプションの検討」、「警察に対す

る民主的統制の強化」等を検討の射程に入れることにより、国民にとって最適な政策の実現が模索される。このようにして、安全と人権の対立がある局面においても、現実的な観点から「アクター間の利害調整」を図りつつ「安全の実現」という目的達成を図るのが社会安全政策論の有用性と言い得る。

ア 代替政策オプションの検討

例えば、商店街における街頭犯罪対策のための防犯カメラの設置に関して検討する場合、伝統的な学問枠組みにおいては、そうした防犯カメラの設置・運用が人権（個人のプライバシー）を如何に侵害するか否かの点が検討の中心となる。その結果、防犯カメラの使用が制限されて当該商店街の安全が十分に実現されないとしても、安全実現のための代替案の検討は射程には入ってこない。

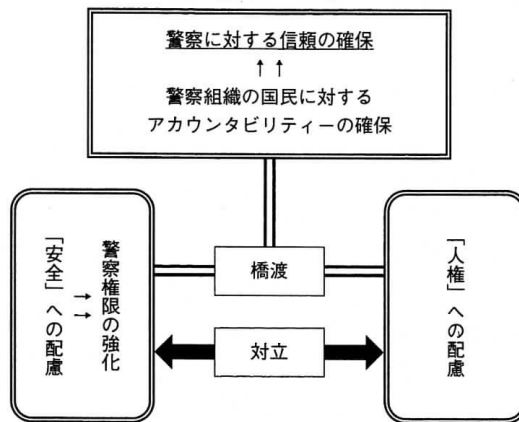
これに対し、社会安全政策論の枠組みにおいては、防犯カメラの設置のみならず、当該商店街の安全の実現に利用可能な政策オプションを全て抽出し、各政策オプションの効果とコストの分析・検討を行う（例えば、警察によるパトロールの強化、民間警備会社や防犯ボランティア団体の活用等）。そうした各政策オプションの効果とコストの分析を踏まえ、「地元商店街の安全の実現という目的を達成するのに最も効率的な政策オプションの組み合わせは何か」について検討がなされる。

イ 警察に対する民主的統制の強化

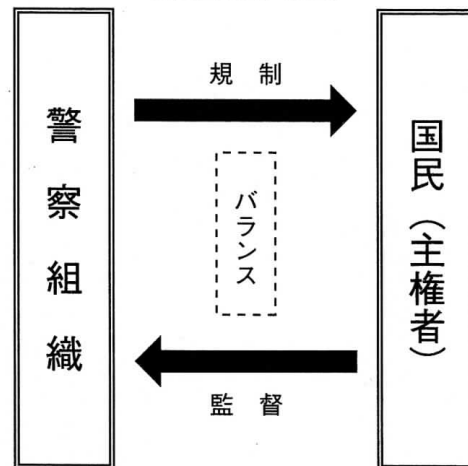
安全の実現のための警察権限の強化や各種規制の強化を図る際、「警察は十分に信頼できない故、警察の権限を強化するとその権限が濫用されて人権が不当に侵害・制約される可能性がある」との指摘がしばしばなされる。実際、世論調査によると、警察に対する信頼は二〇〇〇年代に入ってから以降、従前に比較して低下する傾向にある。（図表11）この背景には、一九九〇～二〇〇〇年（平成一一～一二）頃にかけて全国的に警察による深刻な不祥事が頻発する⁽³⁸⁾とともに、前記のとおり犯罪情勢が著しく悪化したことがあるものと考えられる。

第一の立法的アプローチとは、国会の定める法律や地方議会の定める条例の制定を通じて「警察の行動規範の明確化」を図ることである。例えば、街頭防犯カメラを警察が恣意的に設置・運用して個人のプライバシーを侵害する可能性が危惧される場合、法律や条例の制定を通じてカメラの設置・運用の基準（収集された画像データの取り扱いに関する基準等も含む）を明確化することにより、プライバシー侵害の可能性に対して民主的な歯止めをかけることが可能となる。（その前提として、国会や地方議会は民意によって選ばれた国民・市民の代表であるという建前がある。）例えば、東京都杉並区における「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」（二〇〇四年七月施行）の制定は、地方議会における条例の制定を通じた民主的統制の一例と言える。

【図表 12】「安全と人権の対立局面」を如何に解決するか①



【図表 13】「安全と人権の対立局面」を如何に解決するか②



【図表 11】 警察の信頼性に関する世論調査結果（問：警察を信頼しているか）

	1995年	2001年	2003年	2004年	2005年	2008年
信頼している	45.3%	33.2%	24.2%	24.5%	24.0%	24.8%
どちらかと言えば信頼している	41.9%	41.8%	43.5%	40.2%	42.2%	42.7%
どちらかと言えば信頼していない	8.4%	16.2%	21.0%	20.5%	21.0%	20.4%
信頼していない	2.6%	8.3%	10.3%	13.1%	11.8%	10.9%
無回答	1.8%	0.5%	1.0%	1.7%	1.1%	1.3%

（出典：読売新聞）

このような場合、法律学や刑事政策等の伝統的な学問枠組みにおいてはこうした「警察に対する信頼の低下」という要素は所与のものと捉え、これを変革しようという発想は検討の射程にはほとんど入らない。この背景には、「警察や政府は国民とは別のところにあるものであり、国民が積極的・能動的にコントロールすることはできないものである」との暗黙の前提があるとも考えられる。したがって、検討の中心は「警察の活動から国民の権利を如何に防衛するか」という受動的な対応となる。

これに対し、社会安全政策論の理論枠組みにおいては、国民の側からの積極的な働き掛けによって「警察に対する信頼」を回復することは可能であると考え、そうした施策をも検討の射程に入るものとする。すなわち、国民主権と民主主義の原則にかんがみした場合、国民として警察が十分に信頼できないのであれば、国民側から積極的・能動的に警察に対する民主的統制を実施し、信頼を回復した上で警察の権限強化を認めればよいはずである。言い換えれば、「安全への配慮＝警察の権限強化」と「人権への配慮」が膠着状態にある場合、こうした局面を開いて社会安全に関する有効な施策を実現するためには、「警察の権限強化」と「警察に対する信頼の確保」をセットとして考えれば、膠着局面を開いて得る。そして、「警察への信頼の確保」を実現するためには、主権者である国民が積極的・能動的に警察に対する民主的統制を実行することが有効と考えられる。（図表12及び図表13）

こうした警察に対する国民による民主的統制を可能とする既存の具体的な制度としては、立法的アプローチと行政的アプローチの二種類がある。

第二の行政的アプローチとは、都道府県公安委員会（警察法第三八条）第四六条の二）や警察署評議会（警察法第五三条の二）等の行政的なシステムを通じて国民が自ら積極的に警察の活動を監督することである。制度の建前から言えば、国民は、これらの制度を通じて警察活動が適正適切であるかを監督することが可能である。特に、警察法第七九条は、都道府県警察の職員の職務執行に関する苦情がある場合における都道府県公安委員会に対する苦情申立て制度を定めている。³⁹⁾

(3) 問題点と今後の課題

ただし、こうした議論には問題点がない訳ではない。前記のような警察に対する民主的統制のための各種の制度は、確かに制度としては整えられているものの、必ずしも十分に活用されていないのが実態と考えられる。その背景には、こうした制度を積極的に利用して民主的統制に参画しようとの国民自身の意識が依然として低いことがあると考えられる。したがって、国民自身の積極的な参画意識を高めること、換言すれば、国民一人一人の民主主義リテラシーを高めることこそが、社会安全政策論の理論枠組みを上手く機能させるための今後のポイントとも言い得よう。

おわりに

先日、筆者がある大学生に社会安全政策論に関する感想を尋ねたところ、回答の中に次のようなものがあつた。「犯罪対策というのは警察や政府が考えることであつて、自分には関係のないことであるし、そもそも自分のような一人人があれこれ考えたところで仕方のないことである。自分は将来警察官になるつもりもないので、犯罪対策というのは自分で積極的に考えてみようという意欲は湧かないし興味も持てない。」

「犯罪対策というのは専ら警察や政府が考えることであつて、自分には関係のないことである」という指摘は、以前であれば概ね正しかったのかもしれない。しかし、本稿で再三述べてきているように、今や社会安全の問題に関与

するアクターは、警察や一部の関係行政機関のみに止まらず地方公共団体、私企業、民間団体、NPO、地域社会、個人等にまで多様化している。したがって、私企業や一個人であつても、日常生活の中で犯罪対策の問題に関与することになる可能性は以前に比べて格段に高まっている。例えば、地域の町内会活動に携わっている際に、警察や地方自治体から防犯パトロールのボランティアへの参加を依頼されることがあるかもしれない。また、私企業の場合等も、金融業からの暴力団の排除やインターネット上からの違法・有害情報の排除のために警察や関係行政機関から支援を依頼されることがあり得る。こうした場合、たとえ（何ら犯罪対策等の専門家ではない）個人や私企業等であっても、それぞれの立場において安全の問題に関する自分自身の主体的な考えを持つ必要に迫られることとなる。

社会安全政策論とは、このように国民一人一人が自分の身の廻りの安全の問題について主体的に判断を行うことを迫られた際、その判断を支援するための理論枠組みであり、ひいては、国民が地域あるいは国全体の安全の問題について主体的に判断することを助ける理論枠組みである。しかし、肝心の国民自身が主体的な参画意識を持たなければ、社会安全政策論の議論は「絵に描いた餅」に終わってしまうことも懸念される。したがって、前記のとおり、国民一人一人の民主主義リテラシーを高めることこそが、社会安全政策論の理論枠組みを上手く機能させるための今後のポイントと言い得よう。

(1) 田村正博「社会安全政策の手法と理論(1)～(5)」、『捜査研究』第六二一～六二五号、東京法令出版、二〇〇三。田村正博「政策論としての犯罪対策」、日本犯罪学会編『犯罪社会学研究』第二九号、二〇〇四。

(2) 上記以外に社会安全政策論を論じている主な著作、論文は次のとおり（発表順）。

・田村正博「『社会安全政策論』の今日的意義」、警察大学校編『警察学論集』第五九巻第五号、立花書房、二〇〇六。
・田村正博「犯罪統制の手法」、田口守一他編『犯罪の多角的検討』渥美東洋先生古稀記念、有斐閣、二〇〇六。

- ・本田稔『社会安全政策論』の基本的性格に関する一考察、『立命館法学』第三一〇号、二〇〇六。
- ・四方光『社会安全政策論の意義』、四方光『社会安全政策のシステム論的展開』、成文堂、二〇〇七。
- ・田中法昌『犯罪の原因とその統御』社会安全政策試論、安藤忠夫他編『警察の進路〜二一世紀の警察を考える〜』、東京法令出版、二〇〇八。
- ・田村正博『犯罪予防のための警察行政法の課題』、渥美東洋編『犯罪予防の法理』（警察政策学会一〇周年記念事業）、成文堂、二〇〇八。
- ・江口有隣『社会安全政策論のアプローチについて』、警察大学校編『警察学論集』第六三巻第五号、立花書房、二〇一〇。
- ・金山泰介『社会安全政策論概説』、立花書房、二〇一〇。
- (3) 勿論、田村自身はこれらの点に関して、従来より様々な論文等において詳細に論じている。しかし、そうした内容を必ずしも十分に理解されていないと思われる議論も散見される。
- (4) 田村、前掲論文、二〇〇四、六五頁。その他の論者の定義は次のとおり。「人に起因する他者に対する危険から、個人や社会を守るための政策」（金山、前掲書、二〇一〇、三頁）、「社会の安全の維持や発展のため取組みの在り方に関する研究の体型」（江口、前掲論文、二〇一〇、三九頁）。
- (5) 田村は、社会の安全実現のための政策に伴うコストとして次のカテゴリーをあげている（田村、前掲論文、二〇〇四、六七〜六八頁）。
 - ① 国・地方自治体等の財政的費用
例えば、社会安全統制組織の設置運営に要する費用（警察予算等）、社会安全に役立つ行為を支援する費用（社会安全に資する活動に従事しているNPOやボランティア団体等に対する補助金等）。
 - ② 権限行使対象者の権利自由の制限
例えば、被疑者の逮捕、搜索差押えその他刑事手続過程における被処分者の自由・支配権の制限。
 - ③ 各種規制等による一般的な自由ないし利益の制限その他の制度上の負担

例えば、銃砲所持の規則や各種の営業者規則など、一般的に自由を制限し、あるいは不利益を全員に課すことを通じて安全上の成果の実現を図るもの。（携帯電話の契約時の本人確認、防犯カメラの設置等もこれに含まれる。）

- ④ 犯罪被害回避のための市民自らの負担
例えば、企業や個人が自身の支出において自主的に行う警備員の雇用、保安装置の設置、コンピューターセキュリティソフトの導入等のために要する費用。社会安全に資する活動に従事しているNPOやボランティア団体等の運営にかかる費用等のうち公的な補助金等によっては充当されない私的な費用。
- (6) 田村正博『社会安全政策論』の今日的意義、警察大学校編『警察学論集』第五九巻第五号、立花書房、二〇〇六、五七頁。
- (7) 大谷實によると、刑事政策と犯罪学は同義と解され、いずれも「犯罪の防止を通じて社会秩序の維持・安全を図るために行われる国または地方公共団体の一切の施策をいう」と定義される。（大谷實『新版刑事政策講義』、弘文堂、二〇〇九、二〜四頁。）ただし、犯罪学には広狭両義の理解があり、刑事政策と同義と理解されるのは広義の犯罪学である。狭義の犯罪学は、後述の犯罪原因論と同義と理解される。
- (8) 田村正博『社会安全政策論』の今日的意義、警察大学校編『警察学論集』第五九巻第五号、立花書房、二〇〇六、五七頁。
- (9) 大谷、前掲書、二〇〇九、三頁。
- (10) 田村、前掲論文、二〇〇四、六六頁。
- (11) 岡部光明『伝統的「政策」から社会プログラムへ』、大江守之他編『総合政策学―問題発見・解決の方法と実践』、慶應義塾大学出版会、二〇〇六、四頁、二三頁、二八頁。
- (12) 社会安全政策論の視点の特徴として、「犯罪の『事後的な処理』（捜査・検挙）よりも犯罪の『未然防止』に重点があること」が指摘される場合もある（例えば金山、前掲書、二〇一〇、四頁）。確かに、社会安全政策の理論枠組みにおいては、犯罪の「事後的な処理」よりも「未然防止」の方が重用される場合が多いと言い得る。しかしこれは、社会安全政策論の理論枠組みに基づいて政策を検討した結果としてそのような結論となる場合が多いことであり、社会安

全施策の本質的な特徴として「未然防止の重視」がある訳では必ずしもない。すなわち、「国民の視点からみて利用可能性のある政策オプションを全て検討の俎上にあげる」という社会安全政策論の基本的な視座に立った場合、伝統的な「事後的な処理」に加えて、「未然防止」という従来は必ずしも重視されていなかった政策オプションも当然のことながら政策検討の射程に入れることとなる。そして、現在の社会状況の下では、「未然防止」の方が「事後処理」に比較してより効率的に社会安全の確保という目的を実現し易い場合が少なくない。そうしたことから、社会安全政策論の理論枠組みに基づいて政策を検討した場合、結果的に犯罪の「事後的な処理」よりも「未然防止」の方が重用される場合が多いと言え得る。事前防止対策が重視されるようになった学問上の直接的な契機は、後述のように、犯罪学の中心が犯罪原因論から犯罪予防論に転換したことによる部分が大きい。社会安全施策と犯罪予防論は学問的な親和性が強いと言え得るが、社会安全政策論と犯罪予防論は決して同義ではない。

- (13) 大淵憲一「犯罪心理学」、培風館、二〇〇六、七頁。大谷、前掲書、二〇〇九、二五頁。なお、犯罪の罪種ではなく「犯罪者の属性」という観点からみると、少年犯罪が高水準で推移したことが平成期の犯罪情勢悪化の要因の一つとも言える。刑法犯検挙人員数に占める少年の比率(少年率)の昭和から平成にかけての時系列的変化を見ると、一九八〇年(昭和五五年)頃までは三〇・三五%前後で推移していたところ、その後はほぼ一貫して上昇を続け、一九八九年(平成元年)に最高値(五二・七%)に達した。これは、当時、刑法犯で検挙された者一〇〇名のうち半数にあたる約五三名が少年であったということを示している。母集団となる成人と少年の人口の違いを考慮に入れば、当時、少年の犯罪率は成人の犯罪率の約一〇倍に上っていたと言え得る。その後の各種対策により一九九八年(平成一〇年)頃から少年率は下降し、二〇〇九年(平成二二年)には二七・一%となっている。

- (14) OECD FactBook 2009 : <http://oecd.sourceoecd.org/vl=4444548/cl=13/nw=1/rpsv/factbook2009/11/04/01/index.htm>。調査の対象となっている主な罪種は次のとおり。自動車泥棒、車上荒らし、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗、窃盗未遂、置き引き・すり、強盗、女性に対する性犯罪、暴行・恐喝。

- (15) 「体感治安」については必ずしも定義が定まっている訳ではないが、例えば大谷は「犯罪の数値やデータとは別に、国民が感じている治安の水準」と定義している。(大谷、前掲書、二〇〇九、二七頁。)

- (16) 内閣府のHd。 <http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-shakai/index.html>

- (17) OECD FactBook 2009 (前掲)

- (18) 例えば、二〇〇五年(平成一七年)に犯罪対策閣僚会議により「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」が決定された。地域レベルでも、地域住民自身による安全・安心な街づくりに向けた取組として、防犯ボランティア団体の結成、いわゆる「安全・安心な街づくり条例」の制定等の各種施策が全国的に進められている。

- (19) 同じ罪種の犯罪であっても、都道府県を跨ぐ広域事件の捜査の為に、異なった都道府県警察同士の連携・協力が必要とされるなど、単一の都道府県内の事件の捜査に比較してより多くのリソース(人員、予算、権限等)が必要とされる。多国間にまたがる国際的な事件捜査の場合には、言語や法体系の違いの問題にも対処する必要があり、更に多くのリソースの投入が必要となる。

- (20) NHKスペシャル「職業“詐欺”取材班「職業“振り込め詐欺”」デイスカヴァー・トゥエンティワン、二〇〇九。
(21) 大竹文雄・小原美紀「失業率と犯罪発生率の関係―時系列および都道府県別パネル分析―」、日本犯罪社会学会編「犯罪社会学研究」第三五号、二〇一〇、五四頁。

- (22) 『平成二二年版警察白書』及び『平成二二年版警察白書』

- (23) この点に関し、大淵は「新手の犯罪が次々に起こる中であって、犯罪捜査を担う警察力がこれに量的にも質的にも追いついていかないという現状は否定できない」と指摘している。(大淵、前掲書、二〇〇六、八頁。)

- (24) 元交際相手の知人に殺害された埼玉県の女性の両親らが、娘が殺害され、名誉を毀損されたのは、埼玉県警の警察官らの捜査懈怠等の違法行為によるものとして、県に対して損害賠償請求した事案。

- (25) 田村、前掲論文、二〇〇八、一一一―一一三頁。

- (26) 中川正浩「警察権限不行使をめぐる国家賠償訴訟」、警察大学校編『警察学論集』第六三巻第一号、二〇一〇、二頁。

- (27) 犯罪原因論と犯罪予防論の関係は、医学の世界における「発病後の治療」と「発病前の予防」の関係にも例えられる。

- (28) 瀬川晃「犯罪学」、成文堂、一九九八、一二八頁。大谷、前掲書、二〇〇九、三一二頁。

- (29) 大谷、前掲書、二〇〇九、三三四頁。なお、こうした「犯罪機会論」の考え方の前提には、いわゆる「合理的選択理論」、

すなわち「犯罪者は『犯罪から得る利益（ベネフィット）を最大にすること』と『犯罪が失敗した時の損失（コスト）を最小にすること』を考慮し、犯罪の有無、方法、場所等を合理的に選択している」との考え方がある。（瀬川、前掲書、一九九八、一一九頁及び一二九頁。）

- (30) 犯罪予防論には、「犯罪機会論」の流れと共に、「発達の犯罪予防論」という流れがある。犯罪防止の実現のために、前者が犯罪の機会の減少を志向しているのに対し、後者は犯罪原因の影響の減少を志向するものである。主に少年の非行化を防止するための研究から発展してきた学説であり、「人の犯罪性は一朝一夕にできるものではない」、「犯罪者となる『芽』を早期に検知し、適切な介入を行うことによって犯罪者にならないように導く必要がある」という考え方に基づく。具体的には、「個人の成長発達の過程に沿い、その年頃に応じてそれぞれ犯罪や非行に向かう原因になる危険因子（リスクファクター）に対処するとともに、防衛因子（プロアクティブファクター）を増進することで、改善を図る」というものである。この場合の危険因子や防衛要因には、個人的資質、家庭内要因、地域や社会の状況等様々な要素が幅広く含まれる。（原田豊「犯罪予防論の動向：発達の犯罪予防と状況的犯罪予防」、警察大学校編『警察学論集』第五九巻第六号、立花書房、二〇〇六。小宮信夫「犯罪社会学に基づく犯罪予防論」、渥美東洋編『犯罪予防の法理』（警察政策学会一〇周年記念事業、成文堂、二〇〇八。）こうした発達の犯罪予防論の考え方は、個人が犯罪者となる原因に着目すると言う点では犯罪原因論に似ている面もある。しかし、「事後の対処」ではなく「事前の介入によって犯罪者にならないように予防する」という点においては犯罪予防論の範疇に含まれると考えられる。

- (31) 大谷、前掲書、二〇〇九、三一四頁。
 (32) 小宮信夫「犯罪は『この場所』で起こる」（光文社新書二九）、光文社、二〇〇五。
 (33) 小宮信夫「犯罪機会論と安全・安心まちづくり」、田口守一他編『犯罪の多角的検討』渥美東洋先生古稀記念、有斐閣、二〇〇六、三五六～三五八頁。
 (34) 大谷、前掲書、二〇〇九、三一四～三一五頁。
 (35) 小宮、前掲論文、二〇〇六、三五六～三五八頁。
 (36) 大谷、前掲書、二〇〇九、三一三～三一四頁。

- (37) 前記のとおり、全国的な「安全・安心まちづくり」活動の背景には、二〇〇五年（平成一七年）に犯罪対策閣僚会議により決定された「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」がある。

- (38) こうした状況を受けて、二〇〇〇年（平成一二年）七月には警察刷新会議により「警察刷新に関する緊急提言」が出され、同年八月には国家公安委員会と警察庁により「警察改革要綱」が策定された。

- (39) 公安委員会制度を通じて警察に対する民主的統制に関しては次を参照。河合潔「警察の民主的統制という仕組みの現在とその課題」、安藤忠夫他編『警察の進路—二一世紀の警察を考える—』、東京法令出版、二〇〇八。荻野徹「国家公安委員会による警察庁の『管理』について」、日本公共政策学会『公共政策研究』第九号、二〇〇九。

〈参考文献〉

- NHKスペシャル「職業・詐欺」取材班「職業・振り込め詐欺」、ディスカヴァー・トゥエンティワン、二〇〇九。
 江口有隣「社会安全政策論のアプローチについて」、警察大学校編『警察学論集』第六三巻第五号、立花書房、二〇一〇。
 大竹文雄・小原美紀「失業率と犯罪発生率の関係—時系列および都道府県別パネル分析—」、日本犯罪学会編『犯罪社会学会研究』第三五号、二〇一〇、五四頁。
 大谷 實『新版 刑事政策講義』、弘文堂、二〇〇九。
 大淵憲一「犯罪心理学」、培風館、二〇〇六。
 岡部光明「伝統的『政策』から社会プログラムへ」、大江守之他編『総合政策学—問題発見・解決の方法と実践』、慶應義塾大学出版会、二〇〇六。
 荻野 徹「国家公安委員会による警察庁の『管理』について」、日本公共政策学会『公共政策研究』第九号、二〇〇九。
 金山泰介「社会安全政策論概説」、立花書房、二〇一〇。
 河合 潔「警察の民主的統制という仕組みの現在とその課題」、安藤忠夫他編『警察の進路—二一世紀の警察を考える—』、東京法令出版、二〇〇八、六五〇頁。
 警察庁『警察白書』、ぎょうせい。（～平成二二年版）

小宮信夫「犯罪は「この場所」で起る」(光文社新書二一九)、光文社、二〇〇五。

小宮信夫「犯罪機会論と安全・安心まちづくり」、田口守一他編『犯罪の多角的検討』渥美東洋先生古稀記念、有斐閣、二〇〇六。

小宮信夫「犯罪社会学に基づく犯罪予防論」、渥美東洋編『犯罪予防の法理』(警察政策学会一〇周年記念事業)、成文堂、二〇〇八。

四方 光「社会安全政策論の意義」、四方光『社会安全政策のシステム論的展開』、成文堂、二〇〇七。

瀬川 晃「犯罪学」、成文堂、一九九八。

田中法昌「犯罪の原因とその統御」社会安全政策試論、安藤忠夫他編『警察の進路』二一世紀の警察を考える、東京法令出版、二〇〇八。

田村正博「社会安全政策論の手法と理論(1)～(5)」、『捜査研究』第六二一～六二五号、東京法令出版、二〇〇三。

田村正博「政策論としての犯罪対策」、日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』第二九号、二〇〇四。

田村正博「社会安全政策論」の今日的意義、警察大学校編『警察学論集』第五九卷第五号、立花書房、二〇〇六。

田村正博「犯罪統制の手法」、田口守一他編『犯罪の多角的検討』渥美東洋先生古稀記念、有斐閣、二〇〇六。

田村正博「犯罪予防のための警察行政法の課題」、渥美東洋編『犯罪予防の法理』(警察政策学会一〇周年記念事業)、成文堂、二〇〇八。

中川正浩「警察権限不行使をめぐる国家賠償訴訟」、警察大学校編『警察学論集』第六三卷第一号、二〇一〇。

原田 豊「犯罪予防論の動向：発達の犯罪予防と状況の犯罪予防」、警察大学校編『警察学論集』第五九卷第六号、立花書房、二〇〇六。

本田 稔「社会安全政策論」の基本的性格に関する一考察、『立命館法学』第三一〇号、二〇〇六。

渡辺 巧「犯罪学入門」、成文堂、二〇〇九。

OECD FactBook 2009 : <http://oberon.sourceoecd.org/vl=444548/cl=13/nw=1/rpsv/factbook2009/11/04/01/index.htm>

(い)はやし よしき